

令和8年度診療報酬改定に係る施設基準等の届出について

令和8年度診療報酬改定に係る施設基準等の届出様式については、近畿厚生局ホームページをご確認ください。

近畿厚生局ホームページ：施設基準等の届出について（令和8年度診療報酬改定）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/kaitei_r08t.html

施設基準の届出様式について > 特掲診療料の届出一覧 > 調剤 [2-583~2-605]

令和8年度診療報酬改定に伴う届出の必要性については、以下 URL よりスライド 52 をご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001684593.pdf>

提出方法 郵送 又は 電子申請

- ・ 郵送の届出先：近畿厚生局 指導監査課
〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 8F
TEL 06-7663-7663（施設基準グループ）
- ・ 電子申請：「保険医療機関等電子申請・届出等システム」より届出
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_00370.html

○ 調剤ベースアップ評価料等の届出について ○

近畿厚生局ホームページ：ベースアップ評価料等の届出について > 【薬局向け】の届出様式 > [2-617] 調剤ベースアップ評価料

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00011.html

厚生労働省ホームページ：令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について > 「7. 調剤ベースアップ評価料の届出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html#%E8%AA%BF%E5%89%A4%E8%96%AC%E5%B1%80%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AF%E3%81%93%E3%81%A1%E3%82%89

提出方法 メール 又は 郵送

- ・ メール：baseup-hyoukaryou27@mhlw.go.jp
近畿厚生局 指導監査課の上記専用メールアドレス宛にエクセルファイルの届出書を提出
〔エクセルファイル名に7桁の保険薬局コードを記す。〕
〔例：「9999999_調剤ベースアップ評価料届出.xlsx」〕
- ・ 郵送の届出先：近畿厚生局 指導監査課
〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 8F
TEL 06-7663-7663（施設基準グループ）